

「県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による 総合評価落札方式ガイドライン」の一部改正の概要

(令和5年7月1日以降適用)

■主な改正内容

1 災害関係業務の評価方法の見直し

(一社)山形県測量設計業協会の調整により受注した市町村発注の災害関係業務(特に激甚な災害に限る)について、県発注の災害関係業務に準じた実績の評価とする。

2 技術者の継続教育(CPD)の評価方法の見直し

補償関係コンサルタント業務では、(一社)日本補償コンサルタント協会が発行するCPD単位の取得証明資料を評価対象とする。

それ以外の業務では、(一社)日本補償コンサルタント協会以外の認定団体が発行する取得証明資料を評価対象とする。

3 インターンシップ等の受入実績の評価方法の見直し

「インターンシップ等の受入実績」をボランティア等の実績の評価項目の一つとする。

4 企業の業務成績/技術者の業務成績の評価対象期間の見直し

「企業の業務成績」および「技術者の業務成績」における評価の対象を現行の過去3年度から過去4年度に見直す。

5 その他

誤字の修正、表現の統一等を行い、記載内容の適正化を図る。

■改正する様式等

- ① 様式総合業務2 企業評価
- ② 様式総合業務3 技術者評価
- ③ 別記様式-3 インターンシップ等の受入実績証明書
- ④ 別紙業務4 指名通知書別紙(県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る指名競争入札による総合評価落札方式の入札条件例)